

EXTEND2010 における取組みの概要及び検討体制

1. 背景

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題については、平成 8 年に海外の著書「奪われし未来」において指摘されたことをきっかけとして、化学物質による野生生物や人の生殖機能等への影響が疑われる多くの事例が取り上げられた。

しかし、社会的関心が高いにも関わらず、科学的には未解明な点も多いため、環境省（平成10年当時は環境庁）では、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定して調査研究に取り組み、平成17年からはこれを改定した対応方針である「ExTEND 2005」に基づいて、各種の取り組みを実施してきた。

一方、近年、米国やEUにおいて化学物質の内分泌かく乱作用の評価を順次進める計画が動き出し、OECD（経済協力開発機構）でも加盟国の協力の下で内分泌かく乱化学物質の評価に関する検討が本格的に進められようとしている。

2. EXTEND 2010について

上記のような状況の中で、環境省では平成21年11月より、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」等において、ExTEND2005におけるこれまでの取組状況をレビューするとともに、今後の進め方の方針の検討及び重点的に実施すべき課題の抽出を進め、パブリックコメントの結果も踏まえ、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND*2010—」を取りまとめた。

環境省では、この新しい対応方針に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用に関する各種取り組みを推進していくこととしている。

(* EXTEND: Extended Tasks on Endocrine Disruptionの略)

3. EXTEND 2010の概要

(1) 基本的な考え方

- ① ExTEND2005の枠組みを基本的には踏襲しつつ、必要な改善を加えながら、内分泌かく乱作用に関する検討を発展的に推進する。
- ② リスク管理の検討に向け、評価手法の確立と評価の実施を加速化する。
- ③ 関係省庁間の役割分担の中で、引き続き生態系への影響について優先的に取り組むが、環境中の化学物質が人の健康に及ぼすリスクも視野に入れる。
- ④ 試験法や評価手法の確立に関する国際的な協力に引き続き積極的に参加する。諸外国等の動向に常に留意し、それらの成果を最大限活用する。

(2) 具体的方針

ExTEND2005における取組みの成果と課題を踏まえ、EXTEND2010は以下の構成

を進める。(図1)

- ① 野生生物の生物学的知見研究及び基盤的研究の推進
 - ・行政としての目標やニーズを明確に反映させた課題を設定し、環境リスク評価に寄与しうる研究課題を優先的に選定する。
- ② 試験法の開発及び評価の枠組みの確立
 - ・試験結果等に基づく内分泌かく乱作用の評価の枠組みを早急に確立する。
- ③ 環境中濃度の実態把握及びばく露の評価
 - ・環境省の化学物質環境実態調査等を活用して、環境中濃度を把握する。
- ④ 作用・影響評価の実施
 - ・5年間で100物質程度を目途として検討対象物質の選定を行う。
 - ・文献情報の信頼性評価、試験、有害性評価等を加速化して推進する。
- ⑤ リスク評価及びリスク管理
 - ・他の作用と合わせてリスク評価を実施する。
 - ・リスク評価を受けてリスク管理が必要な物質が特定された場合は、速やかに適切なリスク管理施策を検討していく。
- ⑥ 情報提供等の推進
 - ・ホームページ、研究発表会等により、一般の人にも積極的に情報発信を行う。
- ⑦ 国際協力の推進
 - ・OECDの検討へ引き続き貢献する。また、日英、日米の二国間協力やアジア地域等の国際協力を進める。

(3) 推進体制

EXTEND2010の実施にあたり、化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会を設置するとともに、その下に3つの検討部会(野生生物の生物学的知見研究検討部会、基盤的研究企画評価検討部会及び作用・影響評価検討部会)を設置し、各年度の事業の進め方及び調査研究の結果の評価等について検討いただく。(図2、別添)

図1 EXTEND2010における取組みの概念図

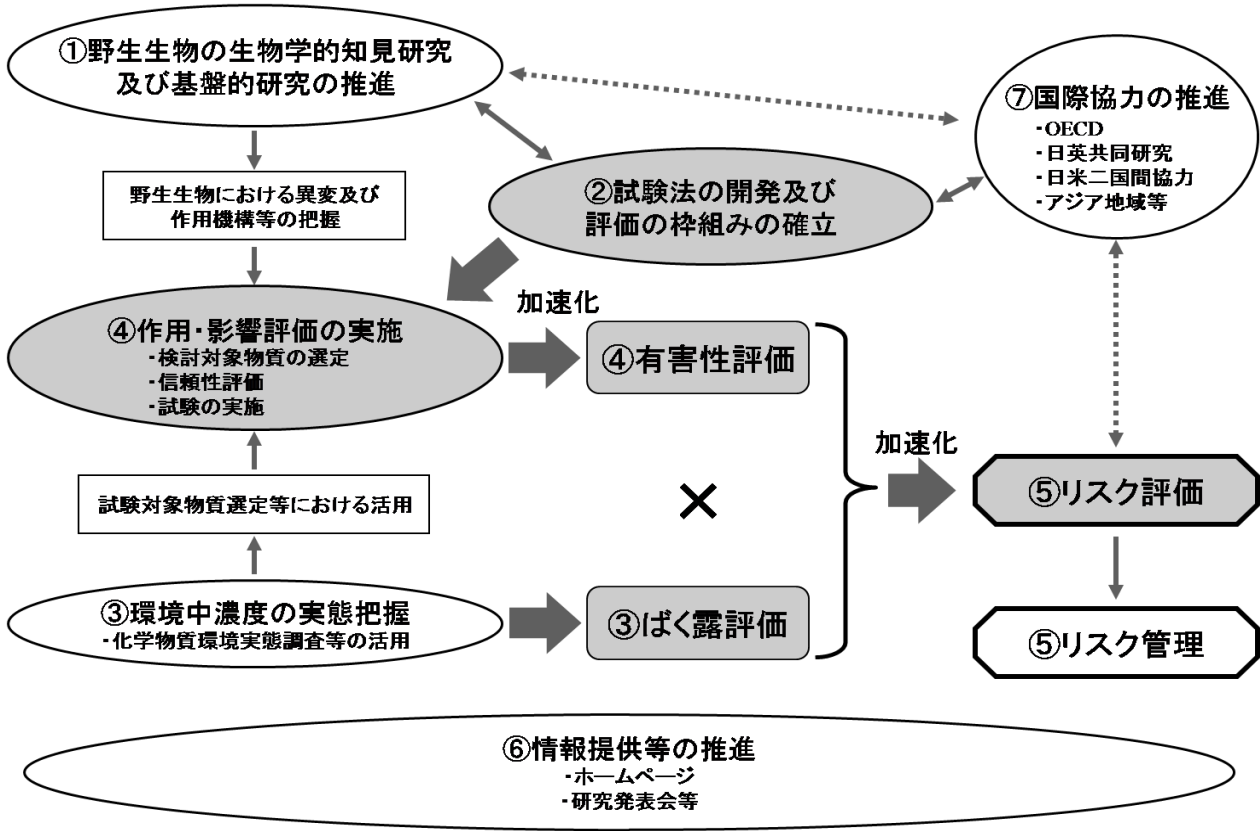
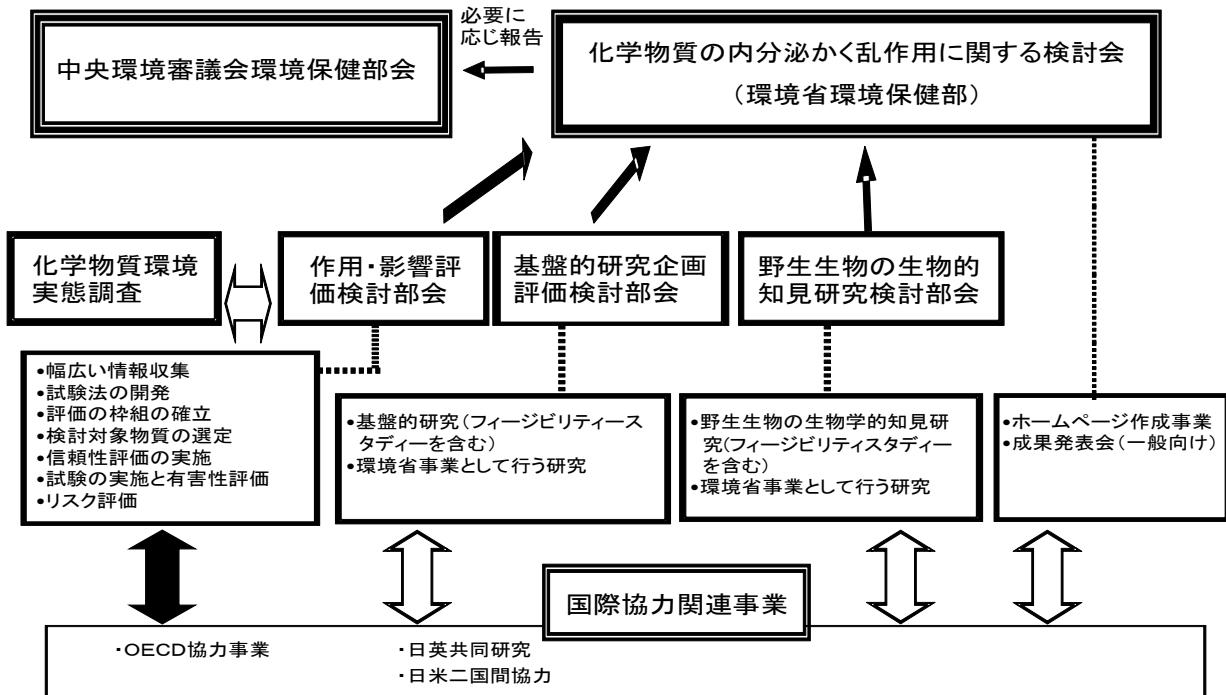


図2 EXTEND2010における取組み体制



化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会 設置要綱

1. 目的

平成 22 年 7 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2010-」(以下 EXTEND2010 とする)に基づき、環境省が実施する事業について幅広い観点から検討・評価・指導を求めるため、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」を設置する。

2. 検討内容

環境省が EXTEND2010 に基づき実施する化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業(野生生物の生物学的知見研究及び基盤的研究の推進、試験法の開発及び評価の枠組みの確立、作用・影響評価の実施等)における以下の事項について、指導・助言を求める。

- (1) 各事業の計画に関する事項
- (2) 各事業の成果の評価・とりまとめに関する事項
- (3) その他必要な事項

3. 組織等

- (1) 学識経験者・民間団体の担当者等の中から環境保健部長が召集する検討員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連あるものを説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- (4) 検討会の事務は環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課において処理する。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会委員名簿

- 有田 芳子 主婦連合会 環境部長
- 井口 泰泉 自然科学研究機構 岡崎統合バイオサイエンスセンター 教授
- 上路 雅子 (社) 日本植物防疫協会 技術顧問
- 北野 大 明治大学大学院 理工学研究科 新領域創造専攻 安全学系 教授
- 河野 博子 読売新聞 編集委員
- 崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
- 佐藤 洋 東北大学大学院 医学系研究科 教授
- 庄野 文章 (社) 日本化学工業協会 常務理事
- 白石 寛明 (独) 国立環境研究所 環境リスク研究センター長
- 田辺 信介 愛媛大学 沿岸環境科学研究センター 教授
- 遠山 千春 東京大学大学院 医学系研究科 教授
- 西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
- 森 千里 千葉大学大学院医学研究院 環境生命医学 教授
- 渡邊 信 筑波大学大学院 生命環境科学研究科 教授

野生生物の生物学的知見研究検討部会 設置要綱

1. 目的

平成 22 年 7 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND 2010-」に基づき、野生生物の生物学的知見研究を推進するに当たり、専門的見地から指導助言を得るため、「野生生物の生物学的知見研究検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2. 検討内容

環境省が EXTEND2010 に基づき実施する野生生物の生物学的知見研究事業における以下の事項に対し指導・助言を行う。

- (1) 当該事業の進め方
- (2) 実施する調査研究の課題の選定
- (3) 調査研究の結果の評価
- (4) その他必要な事項

3. 組織等

- (1) 部会は、化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見を有する学識経験者をもって構成する。
- (2) 部会に委員の互選による座長を 1 名置く。座長は部会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、部会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、部会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- (4) 部会の事務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課及び関連業務請負先において処理する。

野生生物の生物学的知見研究検討部会
委員名簿

渡邊 信 筑波大学 生命環境科学研究科 教授

岩松鷹司 愛知教育大学 名誉教授

田辺信介 愛媛大学 沿岸環境科学研究センター 教授

椿 宜高 京都大学 生態学研究センター 教授

花里孝幸 信州大学 山岳科学総合研究所 山地水域環境保全学部門 教授

村田幸雄 財団法人 世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー

基盤的研究企画評価検討部会 設置要綱

1. 目的

平成 22 年 7 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND 2010-」に基づき、基盤的研究を推進するに当たり、専門的見地から指導助言を得るため、「基盤的研究企画評価検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2. 検討内容

環境省が EXTEND2010 に基づき実施する基盤的研究事業における以下の事項に対し指導・助言を行う。

- (1) 当該事業の進め方
- (2) 実施する調査研究の課題の選定
- (3) 調査研究の結果の評価
- (4) その他必要な事項

3. 組織等

- (1) 部会は、化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見を有する学識経験者をもって構成する。
- (2) 部会に委員の互選による座長を 1 名置く。座長は部会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、部会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、部会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- (4) 部会の事務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課及び関連業務請負先において処理する。

基盤的研究企画評価検討部会
委員名簿

佐藤 洋 東北大学 医学部 環境保健医学分野 教授

井口泰泉 自然科学研究機構 岡崎統合バイオサイエンスセンター 生命環境研究
領域 教授

奥野泰由 社団法人 日本化学工業協会 新規課題対応ワーキンググループ 主査

小山次朗 鹿児島大学 水産学部 海洋資源環境教育研究センター 教授

遠山千春 東京大学 医学部附属疾患生命工学センター 健康・環境医工学部門
教授

永沼 章 東北大学大学院 薬学研究科 生体防御薬学分野 教授

萩野 哲 住化テクノサービス株式会社 環境科学センター 環境生態部 部長

渡辺知保 東京大学大学院 医学系研究科 国際保健学専攻 人類生態学分野
教授

作用・影響評価検討部会 設置要綱

1. 目的

平成 22 年 7 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND 2010-」に基づき、試験法の開発、評価の枠組みの確立、作用・影響評価の実施、リスク評価の実施等を行うに当たり、専門的見地から指導助言を得るため、「作用・影響評価検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2. 検討内容

環境省が EXTEND2010 に基づき実施する作用・影響評価事業における、以下の事項について、検討・取りまとめを行い、その結果を「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」に報告する。

- (1) 当該事業の進め方
- (2) 試験法の開発
- (3) 試験結果等の評価の枠組みの確立
- (4) 検討対象物質の選定
- (5) 文献情報の信頼性評価の実施
- (6) 試験及び有害性評価の実施
- (7) リスク評価の実施
- (8) その他必要な事項

3. 組織等

- (1) 部会は、化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見を有する学識経験者をもって構成する。
- (2) 部会に委員の互選による座長を 1 名置く。座長は部会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、部会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、部会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員、講師または参考人として出席させることができる。
- (4) 部会の事務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課及び関連業務請負先において処理する。

作用・影響評価検討部会
委員名簿

井口泰泉	自然科学研究機構 岡崎統合バイオサイエンスセンター 生命環境 領域 教授
齋藤昇二	住友化学株式会社 生物環境科学研究所 化学品評価グループ 研究グループマネージャー
白石寛明	(独)国立環境研究所 環境リスク研究センター長
菅谷芳雄	(独)国立環境研究所 環境リスク研究センター 主任研究員
遠山千春	東京大学大学院 医学系研究科 疾患生命工学センター 健康・環 境医工学部門 教授
原 彰彦	北海道大学 大学院 水産科学研究院 研究院長
藤井一則	(独)水産総合研究センター 瀬戸内海区水産研究所 化学環境部 生物影響研究室長